サニータウン

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により 聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとお り公告する。

平成19年6月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告 平成19年1月5日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 サニータウン 観音寺市本大町字井出南1578番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - (1) 今回、増設部分のフジ棟は衣料品販売が主であり、幅広い層の買物客が訪れると思うので、駐輪場の設置を要望する。
 - (2) 現況のサニータウン内の入出庫については、特に本山タクシー側から出る場合(主要地方道観音寺池田線の国道11号方面)に渋滞がひどく、交通事故等の危険性が高いので、ここの出入口の検討をお願いしたい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成19年6月12日 (火曜日) から同年7月12日 (木曜日) まで